

高等部3年生進路決定までの流れ（保護者の方へ）

令和2年度 進路指導部作成

※ここに記す事柄はあくまでも一般的な流れであり、今年度の感染症のような不可避な社会的現象や、生徒個々によってスケジュールが異なるケースも出てきますので御了承ください。

時期	企業就労	福祉サービス利用
4～5月	個別懇談、進路アンケートにより、進路希望を聴き取ります	
6月	『産業現場等における実習』を実施します	
	●原則として15日、1企業のみ ●就職希望の企業が定まっている場合はフルタイムの実習 ●実習終了後、本命企業を絞る	●原則として5～10日、複数施設希望可 ●『就労継続支援B型』を希望する場合は、実習を見ていただき、就労移行支援事業所による評価をもらう（アセスメント） ●実習終了後、本命施設を絞る
7月末	『進路相談会』を実施します	
	●「ハローワーク真岡」「障害者就業・生活支援センター」と懇談、就職に関する相談を行う（1人20分）	●居住地の福祉課、相談支援センターと懇談、進路に関する情報交換を行う（1人20分）
～10月	●ハローワーク（以下HW）及び障害者就業・生活支援センターに提出する書類の作成・提出 ①「求職者登録票」②「チーム支援同意書」③「重度判定」関係書類 ④「支援機関登録書」 ①→HWへ 職業を探す者が提出する書類で、提出すると県内全域のHWに求職者として登録されます。授業で作成します。 ②→HWへ 関係機関が障害者の方の就労を支援する際に必要な保護者の同意書です。相談会の折に、記名していただきます。	●『就労継続支援A型』を希望する場合、左記の①～③の資料を一般就労希望者同様作成、提出することとなりますので御参照ください。 ※18歳の誕生日を迎えたら、保護者がお住まいの市町福祉課に電話してください。卒業後利用するサービスの支給に関する認定調査等について窓口担当から説明があります。 ※相談支援専門員が付いていない場合は、サービス受給決定のために必要となりますので、保護者が専門員を探し、契約することになります。

	企業就労	福祉サービス利用
	③「重度判定」関係 障害者を雇用する企業にとって必要となるのが重度判定です。助成制度の利用に関わります。 (1) 同意書、判定依頼書の提出（保護者記入→学校→HW） (2) IQ値により実施の有無を判断（HW、児童相談所） 要判定 ↓ 判定不要 ↓ 11月頃「受付票」「社会生活能力調査」の提出 （保護者記入→学校→栃木障害者職業センター） 判定は行いません ④「支援機関登録書」 進路相談会の際に用紙を渡されます（保護者記入）。卒業後に支援を受けるための登録を行います。芳賀地区の企業に就職する場合は『チャレンジセンター』、それ以外の地区は各圏域のセンターに登録します。	※早生まれで誕生日が年明けになる生徒の場合は、誕生日を待っていると手続きが慌ただしくなるので、実習の結果利用したいサービス（B型、生活介護など）や施設が決まったら、年内のうちに福祉課へ御連絡ください。 福祉課窓口（令和2年度） 【宇都宮市】632-2364 鈴木さん 【芳賀町】677-1112 小林さん 【真岡市】83-8129 荒井さん 【益子町】72-8866 矢口さん 【市貝町】68-1113 小林さん 【茂木町】63-5631 曾田さん
9～10月	『産業現場等における実習』を実施します	
	●原則として15日、1企業のみ ●就職希望の企業でフルタイムの実習（見極め） ●反省会ではあくまでも授業として行った実習に対する評価をいただきます。雇用に関することは、後日進路指導担当が個別訪問し、企業担当と交渉を行います。	●原則として5～10日、複数施設希望可 ●まだ決まっていなかった場合、この実習で本命の施設を絞る
10～12月	●実習の結果、雇用可と判断されれば、企業から「求人票」が発行され、本人・保護者に提示されます。 (1) 労働条件に合意できれば、その旨を担任までお知らせください。 (2) 具体的な選考試験の日にち等を調整し、お知らせします。選考試験の方法（面接のみ、筆記試験あり、本人のみ、保護者面接あり等）は企業ごとに異なります。 (3) 選考後、「内定通知書」が企業から学校へ届きます。「入社誓約書」企業へ提出する書類がある場合は、速やかに手続きしてください。 ※3学期の実習まで態度を保留する企業もあります。	※福祉施設の場合、「内定通知書」のようなものは出されません。進路担当が希望を伝えながら話し合い、口頭で利用の可否を確かめていきます。結果が分かり次第、担任を通じてお伝えします。

時期	企業就労	福祉サービス利用
1 月	『産業現場等における実習』を実施します	
	●原則として 10 日 ●内定をいただいている企業でフルタイムの実習（社会人への移行準備） ●態度を保留していた企業でのフルタイム実習 ※態度を保留していた企業の場合、この実習で見極めとなります。雇用に向けて進む場合、「求人票」の発行、採用試験など卒業までにスケジュールが忙しくなりますので、よろしくお願いします。	●原則として 5 日 ●卒後の利用が見込まれる施設（口頭での内定をいただいた施設）で実習 ※この段階で利用施設が決まっていない場合もまれにあります。 ●反省会はあくまでも授業の一環として行った活動への評価をいただくものですが、話の流れで送迎や利用日数等の相談がある場合もあります。
2 ～ 3 月	●重度判定の実施（対象者のみ） （１）『栃木障害者職業センター（宇都宮市睦町）』での判定に、保護者同伴で参加していただきます。学校から教員も現地集合で参加します。 （２）判定結果は卒業式前後のタイミングで判明します。自宅に結果表が送付されてきますので御家庭で保管し、結果のみ担任にお知らせください。 ●ジョブコーチとの面談 企業側からの要請があった場合、「ジョブコーチ」（職場定着援助者）が職場に入る場合があります。その手続は、『栃木障害者職業センター』で行いますので、保護者同伴で参加していただきます。学校からも担任または進路担当が同席します。 ●採用前研修 企業によっては 3 月下旬に研修を行う場合があります。	●受給者証ができあがったら、通所する施設と保護者間で契約を交わします。

※御質問等がありましたら、随時担任を通じてお問合せください。

※「進路相談会」は以前通知しましたとおり、一般就労希望者のみ 9 月 23 日～25 日に行います。

※具体的な手続き等は年度後半から動き出します。本表を御参考になさってください。